

令和 8 年 3 月 26 日（木）教育委員会室

議決事項

- 議案第 7 号 松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第 8 号 松阪市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議案第 9 号 松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について
- 議案第 10 号 松阪市就学等に関する規則の一部改正について
- 議案第 11 号 松阪市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について
- 議案第 12 号 松阪市松浦武四郎記念館条例施行規則の一部改正について
- 議案第 13 号 松阪市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 14 号 松阪市立学校の再編活性化について（香肌小、宮前小、飯高中）
- 議案第 15 号 松阪市放課後児童クラブ運営基本方針（案）の策定について

報告事項

- 報告第 8 号 令和 8 年 2 月議会について
- 報告第 9 号 松阪公園プール廃止条例の廃止について
- 報告第 10 号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 報告第 11 号 松阪市立学校設置条例の一部改正について
- 報告第 12 号 松阪市旧学校設置条例の一部改正について
- 報告第 13 号 松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部改正について
- 報告第 14 号 松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について
- 報告第 15 号 松阪市立小・中学校区取扱要綱の一部改正について
- 報告第 16 号 指定無形民俗文化財保存活動事業補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第 17 号 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第 18 号 令和 7 年度 2 月児童生徒の問題行動等について
- 報告第 19 号 サイバーセキュリティを確保するための方針の共同策定について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	安 岡	幹 根
委員	松 岡	曜 子
委員	川 端	有 美
委員	川 口	正 人

出席事務局職員

事務局長	若 山	幸 則
事務局次長	熊 野	佳 幸
教育総務担当参事兼教育総務課長	西 浦	有 一
教育総務課学校活性化推進室長	北 畠	和 幸
学校教育課長	三 田	篤
学校支援担当参事兼学校支援課長	脇 葉	敦
子ども支援研究センター所長	中 西	祐 司
スポーツ課長	吉 田	和 敏
生涯学習課長補佐	山 本	賢 治
給食管理担当参事兼給食管理課長	瀬 古	英 司
文化担当参事兼文化課長	松 葉	和 也
こども未来課長	加 藤	知 孝

傍聴者 0人

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和8年3月第5回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第7号「松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第7号 教育総務課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

（委員から「なし」の声）

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（委員から「なし」の声）

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。  
議案第7号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第7号は、原案どおり可決いたしました。  
次に、議案第8号「松阪市教育委員会公印規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第8号 教育総務課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。  
(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。  
議案第8号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第8号は、原案どおり可決いたしました。  
次に、議案第9号「松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第9号 学校教育課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

○教育長

教職調整額はいくらかからいくらかになりますか。

◎事務局

4%が最終10%まで段階的に上がっております。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。  
(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 9 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 9 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号「松阪市就学等に関する規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 10 号 学校教育課長から説明】

○教育長

質問、意見はございませんか。

○教育長

特別支援学級の様式と普通学級の様式の違いは何ですか。

◎事務局

特別支援学級と普通学級の指導要録につきましては、議決事項書の 15 ページと 18 ページを比較していただくとわかりやすいと思います。特別支援学級の児童生徒の学習の記録につきましては、将来社会に出た時に必要な力をつける「自立活動」といった学習内容があります。その活動については、観点別評価等を行うのではなく、その活動記録を記述するというようなものになっております。18 ページの特別支援学級の指導要録は、15 ページの普通学級の指導要録のように、各教科の学習の記録にある観点別学習の評価と評定を行うものではございません。

○教育長

要録は紙ではなく、データで小学校から中学校に引き継いでいくのですね。

◎事務局

はい、校務支援システムでデータ上管理をいたします。紙で引き継いでいたため、修正等を手書きでおこなっていたのですが、システムを用いるため議決事項書の 14 ページの指導要録の備考欄に修正点が随時記録され、教員の働き方改革にも繋がります。

○教育長

この要録の様式は松阪市のものですね。

◎事務局

はい、国は様式の参考例を作り、様式自体を作るのはそれぞれの市町村となっております。

◆委員

この要録と通知表はどう関連付けしてあるのですか。

◎事務局

通知表は本来、学校長が作成するかどうかも含めて、決めているものです。もちろん各学校の通知表で、学習の記録や生活の記録というのがありますので、そちらの方はこの指導要録に記載される学習の記録の観点と同じ基準になってはいますが、その表記についてはこの指導要録等統一するものが必ずしもあるわけではありません。

成績につきましてはその都度、教員が補助簿というものに、それぞれの学習の記録や成績を入力するもので、評定の基準計算に基づいて評価されたものが自動で振り分けられ、要録や通知表に反映されるということになっております。

◎事務局

これまで学習データや教育データがそれぞれのアプリに保管され、点在していました。今年度導入しました校務支援システムによって繋ぐことができ、データをためることができるようになりました。成績の元となるデータを貯めておいて、学校の通知表や指導要録に評価を反映させることができます。

◆委員

校務支援システムは学校外でも使用できるものなのですか。

◎事務局

基本的には学校の中で使用するものです。機能として学校外で使用することは可能ですが、段階を踏んで慎重に検討を行い、システムの利用を進めていきたいと考えておりますので、今すぐ段階を踏まずに学校外で使用することはいたしません。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第10号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第10号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第11号「松阪市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 11 号 学校教育課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 11 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 11 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 12 号「松阪市松浦武四郎記念館条例施行規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 12 号 文化課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

これはなぜ市外の小中学生を入館料の減免対象に入れないのですか。

◎事務局

市の施設ということで、前回の改正におきまして使用料や入館料を、市内と市外で線引きするというルールが全庁的にあったからです。

○教育長

市外から来ている子どもたちも多いですか。

◎事務局

松浦武四郎記念館につきましては、特にコロナ禍の県内での修学旅行ということで、伊賀の方から来る子どもが多いです。

○教育長

この規則には「教育長が必要と認めるとき」といった文言はありますか。

◎事務局

予算の取り扱いにつきましては「その他教育委員会が特に必要と認めるとき」という文言がございます。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 12 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 12 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 13 号「松阪市文化財保護審議会委員の委嘱について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 13 号 文化課長から説明】

○教育長

質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 13 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 13 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 14 号「松阪市立学校の再編活性化について（香肌小、宮前小、飯高中）」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 14 号 学校活性化推進室長から説明】

○教育長

質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

再編活性化を、東部中学校区、三雲、松ヶ崎、米ノ庄で、来年は伊勢寺、阿坂と粥見、柿野でというふうに進んでいる中で、大江中校区と飯高については小規模校で他

府県からの移住がかなりあるということで、ちょっと様子を伺おうという状況です。  
今の状況は、今年4月から子どもが増えつつありますか。

◎事務局

はい、今年も2人の児童が山村留学制度を利用して移住してきております。香肌小の全校児童は27人ですが、仮に、この制度がなかった場合、地元の子が3人のみという状況であると聞いております。

○教育長

昨日、あなたの夢を応援しますという議論の発表会が行われました。山村留学制度を利用して移住してきた横浜に住んでいた子に話を聞いたところ、学校は忙しいけれどもゆったりと過ごすことができるといった声を頂戴しました。体験などやることが数多くあり、不登校であったのが、移住することで学校を休むことがなくなったそうです。

◆委員

宮前小の児童数についても教えてください。

◎事務局

令和7年5月1日時点で、7学級55人となっております。

実際に地元の方々はこちらまで宮前小学校の児童数が減ってきているとはご認識があまりなかったようで、説明に上がらせていただいた際に、非常に危機感を持たれていました。これは子育て世代に向けた移住サポートを、外にもっと呼びかけて、周知し何とかしていかなければいけないというふうな意見の交換がなされておりました。

○教育長

宮前小学校が複式学級になることに対して、教育委員会としてしっかりと支援をしていかなければいけません。

◆委員

自然も豊かで本当にいい施設を松阪市は持っているので、上手く他の所も利用しながら、心の豊かな子どもを育てていただけたらと思います。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 14 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 14 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 15 号「松阪市放課後児童クラブ運営基本方針（案）の策定について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 15 号 生涯学習課長補佐から説明】

○教育長

今後のスケジュールについて教えてください。

◎事務局

令和 8 年度中に 5 クラブ程度を指定管理に移行する予定でございます。令和 9 年度から全 42 クラブを 5 年程度で指定管理に移行を目指していきたいと考えております。

○教育長

この運営基本方針は今後どうなっていくますか。

◎事務局

これまでに議会等でも審議を行っていただいている、今回の教育委員会定例会にて議決いただききましたら、これをもとに進めて参ります。

◆委員

指定管理者制度を導入して、市が最後の責任を持つという考え方でよろしいでしょうか。

◎事務局

はい、指定管理ということで市が運営主体となり、事業者に委託するという形になります。

◆委員

指定管理には市がどういうクラブでどういった管理者が望ましいかということをごきちんと検討して、選んでいただけるということですね。

◎事務局

はい、おっしゃる通りで選定委員会に諮り決定していきます。

◆委員

大きなクラブは指定管理にしても需要があり予算もありますが、小さな児童クラブにおきましては指定管理がつかないといったことはないのでしょうか。

## ◎事務局

前段階を整理させていただくと、今まさに公設民営で保護者が随分負担を強いられてるという状況です。そのような課題があった中で放課後児童健全育成事業の今後のあり方についての提言があり、松阪市が運営主体となり責任を持って事業を推進するという基本的な方向性が示されております。松阪市はすべてのクラブに市職員を配置するわけにはいきませんので、指定管理者制度を導入して、市主体として展開をしていこうというふうに考えています。

基本方針の中にも明記してありますが、概ね中学校単位で、先ほどの再編活性化を踏まえて、放課後児童クラブの配置も柔軟に対応できるように、また、児童クラブが提供するサービスの平準化及びスケールメリットを生かした事業の効率化が図られるよう概ね中学校区単位を基本とし、取組を進めていきたいと考えています。しかし当然ながら、いろんな保護者会、法人団体がクラブ運営を担ってるところもありますので、その移行に関しては慎重に、モニタリングを行いながら進めていくわけになります。飯南飯高を含めた小さなクラブにつきましては、状況を加味しながら、まずはできる所から中学校単位で行い、スケールメリットを生かせるかということも含めて、取り組んでいきたいと考えています。

## ◆委員

保護者にしてみたら本当に運営が大変でありがたいことだと思います。いいような形で是非進めていただきたいです。

## ○教育長

小さい所は見捨てられてしまう可能性があります、中学校区で考えることで大きいクラブもあれば小さいクラブもあり、その中で運営してくださいということであれば、事業者に受けていただけそうということです。最終的に市が責任を取るところは、必要な部分があるかと思います。

議決事項書の 37 ページの児童クラブ運営に関する指標の所で、各児童クラブ間で運営に関する仕様を比較すると、数値に大きな差があります。

下位において月額使用料 5,000 円で、支援員 1 人あたりの利用児童数が 4.3 人。上位において月額使用料 12,500 円で、支援員 1 人あたりの利用児童数が 17.5 人。児童 1 人あたりの事業費が上位は 88 万、下位が 22 万 7 千。児童 1 人当たりの管理運営費が上位は 13 万 4 千、下位が 1 万 6 千と約 10 分の 1 になっています。上位下位のこの差は何ですか。

## ◎事務局

※3 にもあるように、42 クラブあるうちの上位と下位でございまして、各項目の上位と下位でございまして。同じ上位のクラブ、下位のクラブの比較ではございません。

## ○教育長

国・県・市が補助対象経費の3分の1ずつ出しているのに、児童1人あたりの事業費、児童1人当たりの管理運営費がこんなに違う理由は何ですか。

#### ◎事務局

補助金につきましては人数や開所日数等で差異があるため、人件費や管理運営費、補助金の額が大きく変わっています。

#### ○教育長

上位の方が下位の方より10倍クラブを開催しているということですか。なぜここまで差が出ているのかの説明がないと、この資料が何を伝えたいのかがわからず、誤解を招きかねます。開所日数の差だけではわかりません。

#### ◎事務局

このグラフの運営状況に関しては、保護者会運営で少ない人数の子どもをほぼボランティアに近い状態で預かり、街中の数多くの子どもの法人団体が預かっていて、ある程度、継続性が重視される組織体です。同じ放課後児童クラブでも保護者会の運営と法人の所での運営において、運営形態が異なっております。

先ほどの補助金の件に関しましては、37ページにも記載があるように、年間開設日数を250日のベースで運営をされているところが主で、これを切ってくると補助金が減額されるということです。本来国の方では、児童数36人から45人のところを基準で、定額の511万7千円の補助額になり一番高くなっています。補助金を図り、1つの組織体としては、40人前後がベストだということです。児童数が19人を切ってくると補助金が半分以下になってくるということで、飯南飯高に関しましては児童数が少なく、保護者会で運営していただき、経営状態としてはなかなか歳入化することが難しい状況です。

ひとまとめに放課後児童クラブとまとめるのではなく、地域制によって運営形態が全く異なっているため、飯南飯高のような地域制を配慮する必要があるところは慎重に考えていかなければいけません。この表に関しましては、同じ上位のクラブ、下位のクラブの比較のように錯覚してしまいがちですので、表の書き方も改善すべき点があると思います。今後必要なこととしては、ひとまとめに放課後児童クラブといえども様々な状態の経営状態があるということで、そこも含めて慎重に進めていくというところでございます。

#### ○教育長

保護者運営のところは、保護者が働くために預けているのに、役員になったら出て毎日苦情を聞かなければいけないという話を耳にしました。あまりにも大変すぎるので委託にしたいということで、松阪市では放課後児童クラブの運営を委託できるようにしました。そのようにしたところ、14のクラブが運営委託を受けられました。なかなか運営委託先が見つかりませんが、指定管理者にした場合、受け入れてくれるようになるということではあります。全く利益を追求しないかというところについてはいきません。やはりある一定の利益を追求しないと児童クラブの運営を保てないわけですか。

ら、運営を保つためには最低これくらいの額は必要だということを示さないといけません。民間の一般的な会社に経営していただくこうとすると最低この金額は必要ですとわかるような資料が必要です。公金を用いた運営にここまで差が出てしまうのかという説明に対し、事務局言っていたいただきましたように民間に委託するとこの金額が必要で、指定管理をした時にこれだけの保育料が妥当な金額ですと提示できる資料が必要です。

放課後児童クラブの使用料を 5,000 円としていたクラブが、15,000 円となれば 3 倍になりますし、そこは課題になってきますね。指定管理にして民間委託をしたら、利益の追求でこれくらい必要ですという、中身についても明記をしていく、手持ち資料として用意をしていく必要があると思います。

#### ◆委員

放課後児童クラブの民営化はとても助かります。保護者が運営しているところは、保護者に負担がとてもかかり、保護者が仕事できる状況ではなかったと思います。

#### ◆委員

異業種の民間利用が大事だと思います。特に松阪市では地域貢献に重きを置いている会社もあるので、そういったところに目を向けることも大事だと思います。

#### ◎事務局

異業種の方が参入している例は、これまでも数多くあります。そういった異業種の方に参入いただけるような仕様書の書き方というのも大事だと思います。

一方で文教経済委員会では現在の支援員と子どもとの関係性が大事だという意見を頂戴しました。委員によっては支援員を変えずにそのまま運営形態だけ変えていくことを行っていくようにというご意見も頂戴しました。ここに関しましては指定管理者制度を使っていますので、民間の裁量というものが大事ですが、今までの子どもと支援員との絆というものもしっかり考慮して指定管理の設計をしていかなければいけないと考えております。

#### ○教育長

支援員指導員の資質の向上や、こうあるべきという姿を、指針の中に入れていく必要がありますね。

#### ◎事務局

基本方針ができた後、運営基準というより細かな基準の策定をして参ります。ここでは利用料の設定や、教育長のおっしゃったような支援員の資質のことや、その質を担保する研修の実施のこと等を記載しております。是非、運営基準のほうも教育委員会の方でご提案をさせていただきますので、ご議論いただきたいと思っております。

#### ◆委員

これは各クラブでの協議会や、代表者の協議会みたいなものがあると思いますが、そ



報告第 8 号から報告第 14 号までにつきまして、事務局から説明願います。

8. 令和 8 年 2 月議会についてについて
9. 松阪公園プール廃止条例の廃止について
10. 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
11. 松阪市立学校設置条例の一部改正について
12. 松阪市旧学校設置条例の一部改正について
13. 松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部改正について
14. 松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について

(報告第 8 号から報告第 14 号 教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

報告第 10 号の生徒、児童 1 人につき学校医の報酬が増えることにつきまして説明をお願いいたします。

◎事務局

今まで学校医歯科医師の方の児童 1 人につき学校医の報酬が、420 円から 550 円になりました。特に医師会につきましては、松阪市は金額が低かったです。しかし金額の設定について県で決まりがあるわけではなく、各市町が決めていくもので、根拠というものが無い状況でした。今回改正するにあたって、そのような状況を加味し、各市町の金額の平均をとったりすることで、今回 550 円と歯科医師の方の報酬を設定させていただきました。薬剤師につきましては、2 校目は 1 校目より安い金額で設定されていた報酬を、2 校目も 1 校目と同じ金額で行っていただくように報酬の金額を上げました。三師会すべての報酬を、今年度上げさせていただきました。医師会につきましては産業医の方も、報酬の金額の方も上げさせていただいています。

特に医師の方の耳鼻科、眼科医の専門医の方にも学校に行っていたいでますので、その金額の調整がもう少し必要だと思っているところがあります。30 年ほど報酬の見直しはされていなかったため、来年度以降もこういった報酬の見直しを行い、金額を考えて三師会としっかりと連携を図っていきます。

○教育長

何か苦勞、工夫されたことがあれば教えてください。

◎事務局

三師会の方にはしっかりと話を伺い、ご意見を頂戴し、要望の有無にかかわらず報酬を上げられるように努めました。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 8 号から報告第 14 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 8 号から報告第 14 号は承認いたしました。次に報告第 15 号につきまして、事務局から説明願います。

15. 松阪市立小・中学校区取扱要綱の一部改正について

(報告第 15 号 学校教育課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 15 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 15 号は承認いたしました。次に報告第 16 号につきまして、事務局から説明願います。

16. 指定無形民俗文化財保存活動事業補助金交付要綱の一部改正について

(報告第 16 号 文化課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

これは文化部の予算になるということですか。

◎事務局

はい、そうです。

○教育長

質問等がないようなので、報告第 16 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 16 号は承認いたしました。次に報告第 17 号につきまして、事務局から説明願います。

17. 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

(報告第 17 号 生涯学習課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 17 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 17 号は承認いたしました。

次に報告第 18 号につきまして、事務局から説明願います。

18. 令和 7 年度 2 月児童生徒の問題行動等について

(報告第 18 号 学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 18 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 18 号は承認いたしました。

次に報告第 19 号につきまして、事務局から説明願います。

19. サイバーセキュリティを確保するための方針の共同策定について

(報告第 19 号 子ども支援研究センター所長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

市長部局と学校とは独立したシステムを使用していると思います。そこにつきましてはどうのようにお考えですか。

◎事務局

大きな基本方針というものを今回策定しました。我々は教育委員会ですので、その対策基準を同様に策定します。ただしこれは公表してしまうと、セキュリティーの脆弱性に繋がるため、非公表となっております。学校では、この対策基準をさらに具体化した、実施手順というものを策定しまして、随時、セキュリティー対策に努めていくというふうなことになります。

○教育長

